浜松市公告第５９７号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月２４日

浜松市長　中野　祐介

記

１　一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託名　路上死亡動物回収業務（課名　一般廃棄物対策課）

(2) 業務委託の場所　浜松市全域

(3) 業務内容　連絡ごみ受付センター等からの連絡により、道路上に放置又は道路脇等に排出された動物の死体を回収・運搬し、指定場所へ搬入する。

(4) 履行期間（契約期間）　令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

２　入札及び契約担当課（以下、「入札等担当課」という。）

〒432-8023　静岡県浜松市中央区鴨江三丁目 1-10

浜松市環境部一般廃棄物対策課（鴨江分庁舎 2 階）

電話：053-453-0011　FAX:050-3737-2282

メールアドレス：ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

３　入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2)　入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和７・８年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借　業種分類 3002：廃棄物関係業務委託（収集・運搬）または 3099：その他の業務委託）の認定を受けているものであること。

(3)　浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(6)本市に本店を有する者であること。

4　入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争)」(以下、「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参すること。

(2) 受付期間

令和 8 年 11 月 25 日（火）から令和 8 年 12 月 4 日（金）まで

（持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（２項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

受付期間内に確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5　入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

入札等担当課で受け取り。なお、原則として電話連絡はしない。

(2) 確認結果の通知日

令和 8 年 12 月 9 日（水）から令和 8 年 12 月 10 日（木）までの間に、入札等担当課で受け取ること。(21 項に記載する開庁時間内に限る。)

6　入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参すること。

(2) 要求期限

令和 8 年 12 月 11 日（金）まで（提出先に必着）

（持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（２項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。

7　仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明資料等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

ア　入札等担当課で配布　　（1 者につき 1 部。無料。）

イ　入札等担当課で貸し出し（1 者につき 1 部。貸出日の翌日 10 時までに返却すること。）

(2) 提供期間

令和 8 年 11 月 24 日（火）から令和 8 年 12 月 17 日（木）まで

（配布又は貸し出しは、21 項に記載する開庁時間内に限る。）

8　入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参すること。

(2) 受付期間

令和 8 年 11 月 25 日（水）から令和 8 年 12 月 9 日（水）まで（提出先に必着）

(3) 提出先

入札等担当課（２項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 12 月 15 日（火）から入札等担当課において閲覧に供するとともに、入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9　本件入札に関する説明会

開催しない。

10　入札執行の日時及び場所

(1) 日時　　令和 8 年 12 月 18 日（金）午前 9 時 30 分

(2) 場所　　浜松市役所鴨江分庁舎 2 階会議室（浜松市中央区鴨江三丁目 1-10）

11　入札書の提出方法

（1）提出方法

入札執行日時に入札場所へ持参

12　入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項　＊業務委託・賃貸借用」のとおり。

13 入札方法等

(1)　入札は**総価**で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2)　第 1 回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。

(3)　入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

(4)　1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施する。

(5)　2 回目の入札で落札した場合、落札者は落札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。

(6)　落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。

(7)　本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14　最低制限価格の設定

有り（浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領を適用）

最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

15　入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が１者を除き入札を辞退した場合は、残る１者の入札は無効とはならない。

16　入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

17　前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

18　契約書の作成

要

19　契約に関する特記事項

本契約は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項を適用する契約である。

20　期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

21　開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）